

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」を「特別の教科である道徳、外国語活動（小学校に限る。以下同じ。）、総合的な学習の時間及び特別活動」に改める。

第11条第1号中「教科」の次に「又は検定教科書のない特別の教科である道徳」を加え、同条第2号中「道徳、特別活動又は総合的な学習の時間」を「外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。